



平成 29 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社テラプローブ  
 代 表 者 代表取締役社長 渡辺 雄一郎  
 (コード番号: 6627 東証マザーズ)  
 問 合 せ 先 執行役員 CFO 神戸 一仁  
 (TEL 045-476-5711)

### 力成科技日本合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、力成科技日本合同会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）における上場は維持される方針です。

#### 1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	力成科技日本合同会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号大手門タワー西村あさひ法律事務所内
(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 力成科技股份有限公司 (英文名称: Powertech Technology Inc.) 職務執行者 蔡篤恭
(4) 事 業 内 容	株式の保有による事業活動の支配及び管理等
(5) 資 本 金	5,000,000 円
(6) 設 立 年 月 日	平成 29 年 1 月
(7) 大株主及び持株比率	力成科技股份有限公司 100%
(8) 上場会社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	本日時点で、公開買付者の持分の全てを所有する力成科技股份有限公司（以下「PTI」といい、公開買付者及び PTI を総称して以下「公開買付者ら」といいます。）は当社株式 1,077,100 株（所有割合（注 1）: 11.60%）を所有しています。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	当社と公開買付者の持分の全てを所有する PTI は、台湾に半導体ウエハテスト受託事業の合弁会社である TeraPower Technology Inc.（以下「TPW」といいます。）を設立し、共同で経営及び運営をしております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(注 1) 「所有割合」とは、当社が平成 29 年 2 月 13 日付で提出した第 12 期第 3 四半期報告書（以下「当社第 12 期第 3 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 28 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（9,282,500 株）から当社第 12 期第 3 四半期報告書に記載された平成 28 年 12 月 31 日現在の当社が所有す

る自己株式数（145 株）を控除した数（9,282,355 株）に対する当該株主が所有する当社株式の数の割合をいうものとし、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じです。

## 2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、1,100円（以下「本公開買付価格」といいます。）

## 3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様の判断に委ねる旨を決議いたしました。

### (2) 意見の根拠及び理由

#### ①本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、当社株式を取得及び所有することを主たる目的として、平成29年1月に設立された合同会社であり、PTIがその持分の全てを所有しているとのことです。本日現在、公開買付者は、当社株式を所有しておりませんが、公開買付者の持分を全て所有するPTIは、当社株式1,077,100株（所有割合：11.60%）を所有する当社の主要株主である第二位株主です。今般、PTIは、平成29年4月14日開催のPTIの取締役会において、公開買付者を介して、東証マザーズに上場している当社株式（ただし、当社が所有する自己株式及びPTIが所有する当社株式を除きます。）を取得することにより、当社を連結子会社化することを主たる目的として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

本公開買付けに際して、公開買付者らは、当社の主要株主である筆頭株主のマイクロンメモリ ジャパン株式会社（以下「MMJ」といいます。）及びMMJの完全親会社の米国法人であるMicron Technology, Inc.（マイクロン・テクノロジー・インク。以下「MTI」といいます。）との間で、平成29年4月14日付で基本契約（Master Agreement）（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、MMJがその所有する当社株式の全て（当社株式の数：3,680,000株、所有割合：39.65%。以下「応募予定株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。本応募契約の概要については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本応募契約」をご参照ください。また、公開買付者は、平成29年4月14日付で、当社の主要株主である第二位株主であり、公開買付者の持分の全てを所有するPTIが、その所有する当社株式の全て（当社株式の数：1,077,100株、所有割合：11.60%。以下「不応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨を口頭にて確認しているとのことです。

また、本公開買付けにおいては、応募予定株式を取得することを目的としているため、買付予定数の下限を応募予定株式と同数の3,680,000株（所有割合：39.65%）としており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

なお、公開買付者としては、最近の当社株式の市場株価の動向に鑑み、本公開買付けに応募予定株式以外の応募があることを想定していないとのことです。応募予定株式を確実に取得することを念頭に置き、本公開買付けには、買付予定数の上限を設定していないとのことです。そのため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,680,000株）以上となった場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者及び当社は本公開買付け成立後も当社株式の上場を維持する方針とのことです。

②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開

## 買付け後の経営方針

当社は、公開買付者より、本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

### a 公開買付けの目的及び背景

公開買付者の持分の全てを所有する PTI は、平成 9 年 5 月に中華民国（以下「台湾」といいます。）において設立され、平成 9 年 9 月より事業を開始し、平成 16 年 11 月にはその株式を台湾証券取引所に上場したとのことです。PTI は、売上規模において世界で上位 5 社に位置する半導体製造工程（注 2）の後工程（組立・検査）受託（Outsourced Semiconductor Assembly and Test。以下「OSAT」といいます。）企業であり（出典：Gartner 「Market Share Analysis: Semiconductor Assembly and Test Services, Worldwide, 2015」（公表日：平成 28 年 4 月 26 日））、MTI 及びその関連会社（以下「MTI グループ」といいます。）、株式会社東芝、Intel Corporation、SanDisk Corporation、Kingston Technology Company, Inc. 等が主要顧客とのことです。また、PTI は、グループ全体で約 12,000 人の従業員を台湾、中国及びシンガポールの各製造拠点に有し、集積回路の組立・検査を受託しているとのことです。平成 27 年 12 月期においては、PTI の売上高全体の 77.4%が海外向け売上となり、同 40.1%が日本企業向け売上となっているとのことです。

PTI は、急速に変化する半導体市場と OSAT 市場の技術革新に対応するため、①積極的な製造能力の拡大、及び新規製造プロセスと製造技術の開発、②顧客企業にいち早く利便性の高いサービスを提供するための継続的な製造プロセスの効率化、③半導体製造工程における後工程でのアSEMBリ・パッケージング（注 3）及びファイナルテスト（完成品検査）（注 4）を一括で提供するターンキーソリューションの継続的な提供に向けた事業体制の整備、並びに④海外市場への進出による市場シェアの拡大を、事業戦略としているとのことです。

一方、当社は、半導体製造工程におけるウエハテスト（注 5）の受託を主たる事業として平成 17 年 8 月にエルピーダメモリ株式会社（現 MMJ）の完全子会社として設立され、翌 9 月に、エルピーダメモリ株式会社、Kingston Technology Japan, LLC、PTI 及び株式会社アドバンテストを引受先とした第三者割当増資を実施いたしました。なお、本日現在において PTI が保有する当社株式 1,077,100 株のうち、1,040,000 株は当該第三者割当により取得しており（取得価額の総額：2,600,000 千円）、残る 37,100 株は、平成 21 年 9 月下旬から平成 23 年 7 月中旬の間に、市場内取引において取得しております。その後、当社は、平成 19 年 3 月には広島エルピーダメモリ株式会社（現 MMJ）から吸収分割によりウエハテスト事業（現メモリ事業）に関する設備・装置等を承継し、平成 20 年 8 月には PTI と合弁で台湾に連結子会社の TPW を設立いたしました（TPW は、当社が 51%、PTI が 49%の議決権を有する台湾所在の事業会社であり、主に半導体製造工程におけるウエハテストの受託業務を営んでおります。）。さらに、当社は、平成 22 年 12 月には東証マザーズへ上場いたしました。本日現在、当社グループは、当社及び連結子会社 2 社により構成されており、半導体製造工程におけるウエハテスト及びファイナルテスト受託を主たる業務としております。また、当社は、蓄積したノウハウを利用したプログラムの改良を提案し、顧客から支給されたテストプログラムを基に多数個同時測定用プログラムを開発し、また、プローブカード（注 6）の設計を受託すること等によって、一回のテストでより多くの半導体チップを検査できるようにし、テスト効率を上げることで、顧客のウエハテストのコスト低減に貢献しております。

（注 2）「半導体製造工程」とは、一般的に、ウエハ（※ 1）上に半導体チップを作り込む前工程（※ 2）と、半導体チップを組立しパッケージングする後工程（※ 3）に分類されます。この前工程で行う検査をウエハテストといい、後工程で行う検査をファイナルテストといいます。当社グループでは、どちらのテスト工程も受託しております。

（※ 1）「ウエハ」とは、単結晶シリコンの塊（インゴット）から薄く切り出された円盤状のものの表面を研磨した薄い板で、半導体チップを製造するための直接材料となるものです。このウエハ上にトランジスタ（スイッチ動作をさせる半導体素子）、キャパシタ（電荷を蓄える部品：コ

ンデンサ)、配線等を作り込み、電子回路を形成します。直径は 200mm (8 インチ)、300mm (12 インチ) が一般的であり、大口径化するにつれウエハ 1 枚当たりから取れる半導体チップ数が多くなりコストダウンにつながります。半導体チップ面積が同じであれば、300mm ウエハは 200mm ウエハの 2 倍程度のチップの生産が可能です。

(※2) 「前工程」とは、一般的に、半導体製造工程のうち、ウエハ上に半導体チップを作り込み、ウエハ状態で検査し、良品・不良品の判別をするまでの工程を指します。

(※3) 「後工程」とは、一般的に、半導体製造工程のうち、前工程以降の半導体チップをパッケージングし、個々の半導体デバイスを検査し、不良品を除去するまでの工程を指します。

(注3) 「アセンブリ・パッケージング」とは、半導体後工程において、半導体チップを組立てパッケージに収納(封止)する工程を指します。

(注4) 「ファイナルテスト」とは、組立終了後のパッケージ状態で設計どおりに機能するかどうかの検査のほか、最終製品の外觀異常の有無を検査するパッケージ外觀検査等を含みます。

(注5) 「ウエハテスト」とは、ダイシング(※4) 前のウエハ状態で、ウエハ上に作り込まれた半導体チップの電気特性を検査し、良品・不良品の判別を行うものです。具体的には、回路が作り込まれたウエハ上の半導体チップにあるパッド(※5) の一つ一つに、プローブと呼ばれる細い探針を当てて電気信号を流し、半導体回路が設計どおりに機能しているかをテスト(※6)、プローバ(※7) 等の装置を用いて電氣的に検査します。

(※4) 「ダイシング」とは、ウエハ上に作られた半導体チップを、ダイヤモンド刃のカッター等で個々の半導体チップに切り離すことを指します。

(※5) 「パッド」とは、半導体チップ上に形成された端子(電極)を指します。この端子に探針(プローブ)を当て、半導体の電気特性を測定します。

(※6) 「テスト」とは、半導体の電気特性を検査するための装置です。テストプログラムに基づき、直流、交流特性及び機能について検査を行います。

(※7) 「プローバ」とは、プローブカードを装着し、テストに接続して使用します。ウエハを 1 枚ずつ出し入れし、ウエハを移動しながら半導体チップのパッドにプローブを接触させる装置です。

(注6) 「プローブカード」とは、ウエハテストにおいて、半導体チップの電氣的検査をするために用いられる接続治具(探針)です。半導体チップのパッド(電極)とテストとを接続する役割を持ち、パッドに探針(プローブ)を接触させることにより、半導体チップの電氣的検査を行い良否判定をします。半導体チップのパッド位置に合わせてプローブの配置も変わるため、製品毎に専用のプローブカードが必要となります。

他方、当社において、売上金額が最大の顧客である MMJ の完全親会社である MTI は、平成 24 年 2 月に会社更生法の適用を申請したエルピーダメモリ株式会社のスポンサーとなり、平成 25 年 7 月に同社を完全子会社化し、平成 26 年 2 月に同社の名称を MMJ に変更しております。上記完全子会社化取引に伴い、MTI の完全子会社である MMJ が、完全子会社化前から保有する当社株式 3,680,000 株(所有割合: 39.65%)及び主に半導体製造工程の後工程におけるアセンブリ・パッケージングを行うマイクロン秋田株式会社(以下「MAI」といいます。)の発行済株式の全てを所有する資本関係に至っております。なお、当社の平成 28 年 3 月期の連結売上高のうち、35.6%は MMJ への売上です。

PTI は、MTI が同社の世界的な経営資源の再配置の一環としての後工程の最適化及び日本における経営資源の再編成を理由に、MAI を売却する方針を決定し、現在当社に委託している DRAM の検査工程の内製化を進める方針であるとのことであり、平成 28 年 8 月下旬に、MTI より MMJ が所有する当社株式の全ての売却について打診を受け、また、MMJ より同社が保有する MAI の発行済株式の全ての売却について入札手続への参加の打診を受けたとのことです。

PTI は、PTI 及び当社が属する OSAT の事業分野においては、顧客企業が一貫したサービスの提供を求

めていることに起因する世界的な事業者の統合が進展する一方、当社の事業基盤である日本における半導体の市場規模の縮小が進んでいると認識しているとのことです。

同時に、PTI は、当社が設立された翌月である平成 17 年 9 月からの当社への出資者であり、平成 20 年からは台湾において当社との間で合弁会社の TPW を共同運営していることから、当社の事業及び経営陣に関する深い理解を有し、また、当社が日本のみならず世界的な半導体メーカと良好な関係を構築していると認識しているとのことです。

以上のような認識のもと、PTI は、PTI による当社の発行済株式全ての取得の可能性も含め、MTI 及び当社との協議を通じて、MTI からの上記提案について、真摯に検討したとのことです。具体的には、平成 28 年 11 月中旬より、PTI から、当社に対し、PTI 及びその関連会社（以下「PTI グループ」といいます。）による当社株式に対する公開買付けによる当社の連結子会社化について申入れがあり、同年 12 月上旬から同月下旬にかけて当社の協力のもと当社に対し事業、財務、法務等に関するデュー・ディリジェンスを行っております。その後、平成 29 年 1 月上旬以降、複数回にわたり当社との間で公開買付け後の経営方針や当社の企業価値向上策についての考え方を協議する機会が設けられました。また、PTI は、平成 28 年 9 月上旬から平成 28 年 12 月下旬にかけて MAI に対し、事業、財務、法務等に関するデュー・ディリジェンスを行い、MAI の財務状況、事業内容への理解を深めたとのことです。

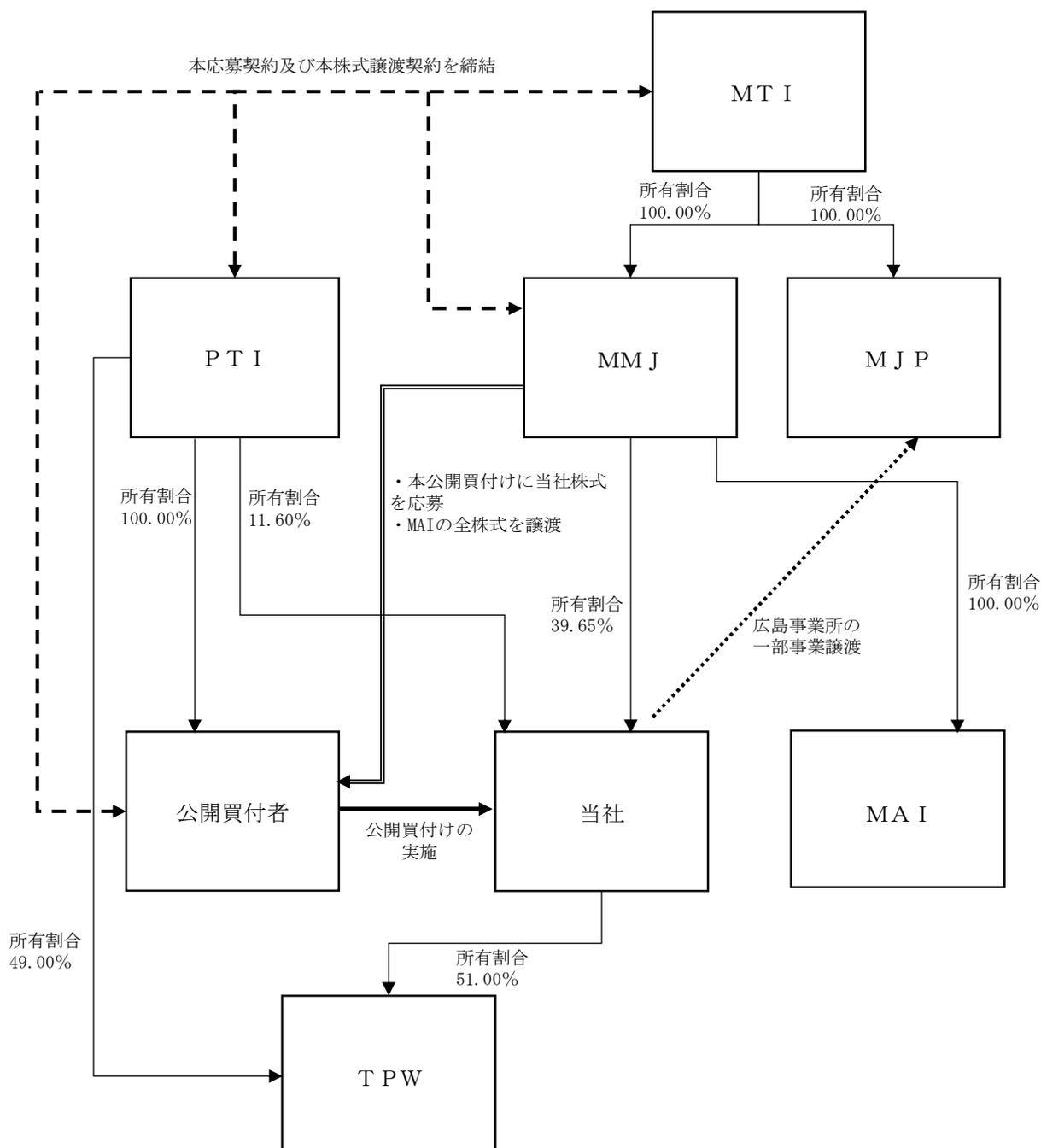
上記のデュー・ディリジェンスや当社の経営陣との協議を踏まえ、PTI は、当社株式の東証マザーズへの上場を維持することを前提として、MMJ が所有する当社株式を公開買付けにより取得して当社を連結子会社とし、当社と PTI の協力関係を深めることで、当社及び PTI の収益機会の拡大と収益性の改善に寄与できると判断するに至ったとのことです。具体的には、当社においては、PTI グループの経営資源を活用することにより、コスト削減や日本の顧客に対するターンキーソリューションの提供が可能となり、顧客への提供サービスが拡充されること、同時に、成長著しい中国半導体企業との取引が拡大することを想定しているとのことです。また、PTI グループにおいては、日本における当社の顧客基盤を活用することで、日本の車載半導体メーカや IoT 関連製品メーカとの取引が拡大することを想定しているとのことです。

このような認識のもと、PTI は、平成 29 年 2 月上旬から 3 月中旬にかけて、MMJ 及び MTI との間で本公開買付け価格の条件について協議を行い、公開買付者、MMJ 及び MTI との間で、平成 29 年 4 月 14 日付で本応募契約を締結したとのことです。PTI は、本公開買付けにつき、平成 29 年 3 月下旬に、当社に本公開買付け価格その他の本公開買付けに関する諸条件に関する通知を行っております。

なお、当社は、当社が平成 29 年 4 月 14 日付で公表した「事業譲渡及び重要な契約等の終了予定に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 29 年 4 月 14 日開催の取締役会において、経営資源を成長事業に振り向けることが当社の企業価値の向上に資すると考えたため、平成 30 年 5 月 1 日をもって、当社が広島事業所で受託している MMJ 向け半導体テストサービス事業を MTI の完全子会社で MMJ の兄弟会社であるマイクロン ジャパン株式会社（以下「MJP」といいます。）に譲渡すること（以下「本事業譲渡」といいます。）について決議しております。

また、公開買付者らは、MMJ 及び MTI との間で、平成 29 年 4 月 14 日付で株式譲渡契約 (Stock Purchase Agreement) (以下「本株式譲渡契約」といいます。)を締結し、公開買付者が MAI の発行済株式の全てを取得することに合意しているとのことです。なお、その取得価額については、入札手続きを通し、MAI の純資産価額をもとに当事者間での交渉を経て決定しているとのことです。

本応募契約、本株式譲渡契約並びに本事業譲渡にかかる一連の取引の概要及び当事者の資本関係は、下記図をご参照ください。



b 本公開買付け後の経営方針

本日現在における当社取締役6名のうち、MMJの役職員である萩原俊明氏、福田岳弘氏及び森本賢治氏の3名は、平成29年6月29日に開催予定の当社の定時株主総会（以下「当社株主総会」といいます。）終結をもって当社の取締役を辞任する予定とのことです。また、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本応募契約」に記載のとおり、公開買付者らは、MMJ及びMTIとの間で、当社株主総会においてPTIが指名する当社の取締役候補者4名の取締役選任に係る議案が上程されるためのMMJによる株主提案権（以下「MMJ株主提案権」といいます。）の行使について合意しているとのことです。なお、MMJ株主提案権については、PTIによる当社株式に係る常任代理人の変更の際して、当該当社株式に係る名義上の株主がいわゆるカスタディアンからPTIに平成29年3月下旬に変更されたことにより、当社株式に係る会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第303条第2項に定める継続保有要件との関係で、PTIが当社株主総会における株主提案権を自ら行使することができない可能性が生じたことから、公開買付者らとMMJ及びMTIとの間で合意に至ったとのことです。

その上で、公開買付者らは、本公開買付け成立後、当社の経営陣及び従業員によるこれまでの事業運営に加え、両社の連携を一層深めることで、当社による、日本の顧客に対する幅広いターンキーズ

リューションの提供を目指し、公開買付者らの支援のもと当社の海外顧客の開拓を進めることで当社の企業価値向上に努めていくとのことです。企業価値向上に向けたより具体的な取組みについては、今後当社と具体的な協議・検討を行う予定とのことです。

③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由

当社グループは、現在 MTI の完全子会社である MMJ のテスト部門を母体として創業されたことから、これまで MMJ を主要顧客として事業を展開してまいりました。当社は、MMJ 及び MTI との間で、MMJ の半導体テストサービスに関する取引基本契約及び包括契約（以下「本サービス契約」といいます。）を締結しており、本サービス契約では、MMJ が同社の広島工場（略称：Fab15）において生産するウエハの実質全量のウエハテストについて、平成 27 年 5 月 1 日から 3 年間、当社が受託する旨定められており、その受託数量（枚数ベース）は順調に推移しております。しかしながら、MMJ に対する売上高は、後述の通り、MMJ に対して半導体テストサービスを提供する際、MTI グループ製の半導体検査装置によってテストを行う製品の数量が増加していることを背景に下表に示すとおり年々低下しており、今後も更なる低下が見込まれます。

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
MMJ 向け売上高	11,709 百万円	9,587 百万円	8,085 百万円

当社としては、特定顧客への過度な依存は望ましくないとの考えのもと、日本及び台湾において MMJ を含む MTI グループ以外の顧客向けの事業規模を拡大すべく事業買収を含む設備投資も積極的に行い、MTI グループ向けの売上高比率は徐々に低下してきております。当社グループにおける MTI グループへの売上高比率及び MMJ への売上高比率の推移は以下のとおりです。

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
当社の連結売上高に対する、MTI グループへの売上比率	61.4%	51.6%	41.6%
当社の連結売上高に対する、MMJ への売上比率	54.0%	45.0%	35.6%

他方、MTI グループは半導体製造プロセスにおける標準化をグローバルに進めており、MMJ においてもその取組みを推進しております。当社が MMJ に対して半導体テストサービスを提供する際、MTI グループが保有する MTI グループ製の半導体検査装置を使用する場合と当社が保有する他社製の半導体検査装置を使用する場合がありますが、MTI グループが標準としている MTI グループ製の半導体検査装置によってテストを行う製品の数量が MMJ が製造するメモリの微細化に伴い年々増加しております。なお、当社が MMJ にサービスを提供する際の取引単価・利幅については、一般的には当社が保有する他社製の半導体検査装置を使用する場合の方が大きく、MTI グループがテスト工程の標準化を推進することで MMJ との平均取引単価・利幅の更なる下落が見込まれます。

かかる経営環境において、当社ではこれまで進めてきた MTI グループ以外の顧客向けサービスを拡大する施策をより強化する必要があると考えておりましたところ、平成 28 年 11 月中旬、PTI から、当社に対し、PTI グループによる当社株式に対する公開買付けによる当社の連結子会社化について申入れがありました。その後、PTI と当社の間で当社の企業価値向上策について協議を行う過程で、本事業譲渡が当社の企業価値向上のための有力な選択肢として浮上し、本公開買付け及び本事業譲渡（以下総称して「本取引」といいます。）を併せて検討することといたしました。なお、本事業譲渡の概要については、当社が平成 29 年 4 月 14 日付で公表した「事業譲渡及び重要な契約等の終了予定に関するお知らせ」をご参照ください。

当社は、当該検討に際して、下記「(4) 当社における本公開買付けの公正性を担保するための措置」

に記載の各措置を講じた上で、野村証券株式会社から取得した本事業譲渡に関する事業価値算定書、TMI 総合法律事務所から得た法的助言、独立役員 3 名から入手した意見書その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引について慎重に協議及び検討を行いました。

その上で、上記の経営環境において、当社が中長期的な企業価値向上を実現するためには、当社が進めてきたこれまでの施策をより強化し、経営資源を成長事業に振り向けることが不可欠であると考えに至りました。そして、MTI グループ以外の顧客向けサービスを拡大していく観点からは、本取引を通じて、当社の事業に関する深い理解を有し、また、海外市場への展開力を有する PTI グループを新たな事業パートナーとし、その経営リソースを活用していくことで以下のような戦略の実行が可能となり、当社の企業価値の向上に資するものであると判断するに至りました。

(a) PTI グループの顧客基盤を活用して当社事業の拡大を図ること

(b) PTI グループと当社が連携してターンキーソリューションを提供することで、両社の顧客基盤をより強固なものとする

また、本公開買付けに当社の株主の皆様が応募することを推奨するか否かについては、本公開買付けが当社株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される方針であるため、当社の株主の皆様として本公開買付け後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められること、及び本公開買付け価格が公開買付者らと MMJ 及び MTI との交渉により合意・決定されたものであることに鑑み、当社の株主の皆様が応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様への判断に委ねることが適切であると判断するに至りました。

さらに、本事業譲渡の対価については、当社が野村証券株式会社から取得した本事業譲渡に関する事業価値算定書の算定結果を下回る価格ではないこと、及び下記「(4) 当社における本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置が講じられた上で決定された価格であることを踏まえ、本事業譲渡の対価は公正であると判断いたしました。

以上より、当社は、平成 29 年 4 月 14 日開催の取締役会において、(i) 本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様への判断に委ねる旨、及び(ii) 本事業譲渡を行う旨を決議いたしました。

上記取締役会決議の詳細については、下記「(4) 当社における本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

なお、本事業譲渡の対価として MJP から当社に対して平成 30 年 5 月 1 日に支払われる予定の資金については、原則として当社の成長戦略の実現に向けた投資に使用する予定ですが、その一部については株主の皆様へ還元することも検討いたします。

### (3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けにあたり、第三者算定機関からの算定書又は本公開買付けの公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

### (4) 当社における本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者ら、MMJ、MTI 及び MJP は、いずれも当社の支配株主に該当しないため、本公開買付けを含む本取引は支配株主との取引等に該当しません。もっとも、本取引が、当社が MTI グループ向けサービスへの過度な依存から脱却するとともに、PTI グループの経営リソースを活用して MTI グループ以外の顧客向けサービスを拡大していくという同一の目的の中で行われる一連の取引であり、本取引に関連する MMJ と PTI の当社に対する議決権保有割合を合算すると当社の総株主の議決権の過半数となることから、

当社は、本取引が支配株主との重要な取引等に準じるものとみなし、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下を含む措置を講じております。なお、当社は、本公開買付価格が公開買付者らと MMJ 及び MTI との交渉により合意・決定されたものであることに鑑み、当社の株主の皆様が応募することを推奨するか否かを決定するに際して、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得していません。

#### ①当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、その意思決定過程における透明性及び公正性を確保するため、公開買付者ら、MMJ、MTI 及び MJP 並びに当社から独立した当社の法務アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、本公開買付けを含む本取引における意思決定の過程及び方法並びにその他の留意点について法的助言を受けております。

#### ②当社における利害関係を有しない第三者からの意見書の取得

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、本取引を検討するにあたり、公開買付者ら、MMJ、MTI 及び MJP から独立し、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の社外取締役の森直樹氏並びに当社の社外監査役の檜垣修氏及び打越佑介氏に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本取引により当社に交付される対価の妥当性、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本取引が当社の少数株主（公開買付者ら、MMJ、MTI 及び MJP 以外の一般株主をいいます。以下同じです。）にとって不利益であるか否かについて検討を依頼いたしました。

当社の独立役員3名は、当社から、本取引の意義及び本取引に係る交渉過程等の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、当社が野村証券株式会社から取得した本事業譲渡に関する事業価値算定書その他の資料の検討を行いました。

その上で、当社の独立役員3名は、上記(a)乃至(d)の事項につき慎重に協議及び検討を行った結果、平成29年4月14日付で、当社取締役会に対し、大要以下の内容の意見書を提出しました。

(a) 本取引の目的は、MTI 向けサービスへの過度な依存から脱却し、海外市場への展開力を有する PTI グループの経営リソースを活用して、当社の事業拡大を図り、当社の顧客基盤をより強固なものとして当社の企業価値を向上させることにあるところ、当社を取り巻く経営環境に鑑みれば、そのような施策をとることも合理的な選択肢の一つであると考えられることから、本取引の目的は正当であると認められる。

(b) 当社は、本取引について検討するにあたり、独立した外部専門家からの助言を取得するとともに、本取引のうち本事業譲渡の条件に関して MTI グループとの間で実質的な協議及び交渉を複数回にわたって行っており、かつ、本取引の交渉過程において本取引に特別の利害関係を有する可能性のある者はこれに関与していないことからすれば、本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められる。

(c) 当社が野村証券株式会社から取得した本事業譲渡に関する事業価値算定書の算定結果及び本事業譲渡の対価が上記(b)のとおり公正と認められる交渉過程を踏まえて決定されたものであることからすれば、本取引のうち本事業譲渡により当社に交付される対価は公正であると認められる（なお、本取引のうち本公開買付けについては、MMJ が所有する当社の株式を取得することを目的としており、本公開買付けに当該株式以外の応募があることを想定していないとのことであるため、本公開買付価格の公正性については意見しない）。

(d) 上記(a)乃至(c)の事項に加えて、当社が、MJP から支払われる予定の本事業譲渡の対価について、原則として当社の成長戦略の実現に向けた投資に使用する予定であるものの、その一部については株主に還元することも検討していることからすれば、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる。

#### ③当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、野村証券株式会社から取得した本事業譲渡に関する事業価値算定書、TMI 総合法律事務所から

得た法的助言、独立役員3名から入手した意見書その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引について慎重に協議及び検討を行いました。

その上で、上記の経営環境において、当社が中長期的な企業価値向上を実現するためには、当社が進めてきたこれまでの施策をより強化し、経営資源を成長事業に振り向けることが不可欠であると考えに至りました。そして、MTI グループ以外の顧客向けサービスを拡大していく観点からは、本取引を通じて、当社の事業に関する深い理解を有し、また、海外市場への展開力を有する PTI グループを新たな事業パートナーとし、その経営リソースを活用していくことで以下のような戦略の実行が可能となり、当社の企業価値の向上に資するものであると判断するに至りました。

(a) PTI グループの顧客基盤を活用して当社事業の拡大を図ること

(b) PTI グループと当社が連携してターンキーソリューションを提供することで、両社の顧客基盤をより強固なものとする

また、本公開買付けに当社の株主の皆様が応募することを推奨するか否かについては、本公開買付けが当社株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される方針であるため、当社の株主の皆様として本公開買付け後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められること、及び本公開買付け価格が公開買付者らと MMJ 及び MTI との交渉により合意・決定されたものであることに鑑み、当社の株主の皆様が応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様への判断に委ねることが適切であると判断するに至りました。

さらに、本事業譲渡の対価については、当社が野村証券株式会社から取得した本事業譲渡に関する事業価値算定書の算定結果を下回る価格ではないこと、及び上記「①当社における独立した法律事務所からの助言」及び「②当社における利害関係を有しない第三者からの意見書の取得」に記載の各措置が講じられた上で決定された価格であることを踏まえ、本事業譲渡の対価は公正であると判断いたしました。

以上より、当社は、平成 29 年 4 月 14 日開催の取締役会において、(i) 本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様への判断に委ねる旨、及び(ii) 本事業譲渡を行う旨を決議いたしました。

当該取締役会においては、当社の取締役である萩原俊明氏、福田岳弘氏及び森本賢治氏が、MMJ の役員を兼務していることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、当社取締役6名のうち、萩原俊明氏、福田岳弘氏及び森本賢治氏以外の3名の取締役において審議の上、その全員一致で一段階目の決議を行った後、さらに、会社法第 369 条に定める取締役会の定足数を考慮し、萩原俊明氏、福田岳弘氏及び森本賢治氏を加えた6名の取締役にて改めて審議し、その全員一致で二段階目の決議を行いました。なお、萩原俊明氏、福田岳弘氏及び森本賢治氏は、当社の立場において、本取引に関する公開買付者ら、MMJ、MTI 及び MJP との協議及び交渉には一切参加しておりません。

また、当該取締役会には、当社の社外監査役3名が審議に参加し、その全ての監査役が、当該取締役会の決議に異議がない旨の意見を述べております。

#### (5) 本公開買付け後、当社の株券等を更に取得する予定の有無

PTI は、公開買付者を介して当社株式を取得することにより、当社を連結子会社化することを主たる目的として本公開買付けを実施することを決定したため、公開買付者は本公開買付けが成立した場合には、本公開買付け後に当社株式の追加取得を行うことは予定していないとのことです。

#### (6) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東証マザーズに上場されております。本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではありませんが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める以下の上場廃止基準に該当し、当社株

式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

- ① 上場会社の事業年度の末日における株主数が 400 人未満（上場後 10 年間は 150 人未満）である場合において、1 年以内に 400 人以上（上場後 10 年間は 150 人以上）とならないとき
- ② 上場会社の事業年度の末日における流通株式の数（役員、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の 10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じ。）が 2,000 単位未満（上場後 10 年間は 1,000 単位未満）である場合において、1 年以内に 2,000 単位以上（上場後 10 年間は 1,000 単位以上）とならないとき
- ③ 上場会社の事業年度の末日における流通株式時価総額（事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。）が 5 億円未満（上場後 10 年間は 2.5 億円未満）である場合において、1 年以内に 5 億円以上（上場後 10 年間は 2.5 億円以上）とならないとき
- ④ 上場会社の事業年度の末日における流通株式の数が上場株券等の数の 5%未満である場合において、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第 24 条第 1 項に定める期間の末日のうちいずれか早い日までに東京証券取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないとき

公開買付者らによれば、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合の具体的な対応や諸条件について、現時点において決定している事項はないとのことですが、本公開買付けの結果、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、公開買付者らは、立会外分売や売出し等の当社株式の上場を維持するための対策について当社と誠実に協議し、当社の協力のもと、当社株式の上場廃止の回避のために必要な措置を講じるよう努めていく所存とのことです。

#### 4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

##### ①本応募契約

公開買付者らは、当社の筆頭株主の MMJ 及びその完全親会社である MTI との間で、応募予定株式（当社株式の数： 3,680,000 株、所有割合： 39.65%）について本公開買付けに応募する旨の本応募契約を平成 29 年 4 月 14 日付で締結しているとのことです。

本応募契約においては、MMJ の応募の前提条件として以下の事項が定められているとのことです。なお、MMJ は、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されないとのことです。

- (i) 公開買付者が、平成 29 年 4 月 17 日に本公開買付けを開始し、かつこれを撤回していないこと
- (ii) 本応募契約に定められる公開買付者らの表明及び保証事項(注 7)が、MMJ による本公開買付けへの応募時点で、全ての重要な点において真実かつ正確であること
- (iii) 本株式譲渡契約及び付随契約が、平成 29 年 4 月 14 日付で関係当事者によって締結され、有効に存続していること
- (iv) 公開買付者らが、本応募契約に定められる平成 29 年 4 月 17 日又はそれ以前に実行すべき全ての重要な義務につき、全ての重要な点において実行していること

(注 7)本応募契約において、公開買付者らによる表明及び保証事項は、(i)設立及び存続の有効性、(ii)本応募契約の締結に関する権利能力、(iii)法令等との抵触の不存在及び一定の例外を除く許認可等が不要であること、並びに(iv)本公開買付けを制限する紛争手続の不存在とされているとのことです。

また、本応募契約において、公開買付者らは、重要な義務として、(i)必要な許認可等の取得を含む本応募契約に基づく取引に関する協力・努力義務、(ii)本応募契約等に関する紛争手続等に係る相談・協力義務、(iii)法令遵守義務、(iv)要求に応じた必要な書類等の締結・交付義務、(v)秘密保持義務、(vi)当社株主総会までの間において本応募契約上の義務・前提条件の不達成が見込まれる場合の通知義務、(vii)当社株主総会後において、本事業譲渡に必要なかつ適切な行為を行う義務を負っており、また、PTI

は、公開買付者の本応募契約に基づく義務の履行を保証しているとのことです。

さらに、公開買付者らは、本応募契約において、MMJ 及び MTI との間で、当社株主総会において PTI が指名する当社の取締役候補者 4 名の取締役選任に係る議案が上程されるための MMJ による株主提案権の行使、及び MMJ の役職員である萩原俊明氏、福田岳弘氏及び森本賢治氏に関して、当社株主総会の終結をもって当社取締役から辞任することを合意しているとのことです。また、本公開買付けに係る決済完了後、MMJ は、当社株主総会における応募予定株式に係る議決権の行使につき、PTI に対して代理権を付与し、公開買付者らは、上記の役員選任議案について賛成の議決権を行使することを合意しているとのことです。

加えて、本応募契約上、MMJ 及び MTI の重要な義務として、MMJ 及び MTI は、法令等において許容される範囲で、本応募契約に基づく取引等に重大な悪影響を与える一定の行為（本応募契約に基づく取引等と矛盾する合併その他の組織再編行為等）を禁止されており、また、本公開買付けが終了するまでの間、応募予定株式につき、本公開買付けへの応募以外の譲渡・処分・担保設定をしてはならない旨が定められているとのことです。

## ②本株式譲渡契約及び付随契約

公開買付者らは、MMJ 及び MTI との間で、公開買付者が MMJ から MAI の発行済株式の全てを取得する旨の本株式譲渡契約及びその付随契約を、平成 29 年 4 月 14 日付で締結しているとのことです。当該付随契約は、大要、(i) MAI におけるアセンブリ・パッケージサービスの MMJ に対する継続的な提供に関する契約(Assembly and Test Services Agreement)、(ii) PTI が MMJ 及び MTI からテストサービスに係る装置を借受け、テストサービスに係るソフトウェアのライセンスを受ける旨の契約(Consignment and Software License Agreement)、(iii) MTI が保有し MAI が使用する技術及び知的財産権を PTI に対してライセンスし、PTI が保有する一定の技術及び知的財産権を MMJ 及び MTI らに対してライセンスする旨の契約(Technology License Agreement)、(iv) MAI の経営・管理の MMJ から公開買付者への円滑な移行のための MMJ 及び MTI から MAI に対するサービス提供に関する契約(Transition Services Agreement)、並びに(v) MAI が有するノウハウの MTI 及びその子会社への円滑な移行のための、公開買付者らから MTI 及びその子会社に対するサービス提供に関する契約(Reserve Transition Services Agreement)とのことです。

本株式譲渡契約においては、本公開買付けに関連する事項として、公開買付者による MAI 株式の取得の前提条件として、公開買付者が応募予定株式を全て取得していることが定められているとのことです。

## ③不応募合意

公開買付者は、平成 29 年 4 月 14 日付で、PTI がその所有する不応募対象株式（当社株式の数：1,077,100 株、所有割合：11.60%）について本公開買付けに応募しない旨を口頭にて確認しているとのことです。

## 5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

## 6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

## 7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

## 8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

## 9. 今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」及び「(6) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

また、本公開買付けが当社の業績に与える影響については、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以 上

(参考)

平成 29 年 4 月 14 日付「株式会社テラプローブ株券（証券コード：6627）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（別添）

平成 29 年 4 月 14 日

各 位

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号 大手門タワー  
西村あさひ法律事務所内  
力成科技日本合同会社

**株式会社テラプローブ株券（証券コード：6627）に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ**

力成科技日本合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社テラプローブ（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

公開買付者は、対象者株式を取得及び所有することを主たる目的として、平成 29 年 1 月に設立された合同会社であり、力成科技股份有限公司（英文名称：Powertech Technology Inc.。以下「力成科技股份」といいます。）がその持分の全てを所有しております。本日現在、公開買付者は、対象者株式を所有していませんが、公開買付者の持分を全て所有する力成科技股份は、対象者株式 1,077,100 株（所有割合（注）：11.60%）を所有する対象者の主要株主である第二位株主です。

今般、力成科技股份は、平成 29 年 4 月 14 日開催の力成科技股份の取締役会において、公開買付者を介して、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のマザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）に上場している対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式及び力成科技股份が所有する対象者株式を除きます。）を取得することにより、対象者を連結子会社化することを主たる目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

（注）「所有割合」とは、対象者が平成 29 年 2 月 13 日付で提出した第 12 期第 3 四半期報告書（以下「対象者第 12 期第 3 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 28 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（9,282,500 株）から対象者第 12 期第 3 四半期報告書に記載された平成 28 年 12 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数（145 株）を控除した数（9,282,355 株）に対する当該株主が所有する対象者株式の数の割合をいうものとし、小数点以下第三位を四捨五入しております。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

1. 買付け等の目的等

(1) 対象者の名称

株式会社テラプローブ

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

平成 29 年 4 月 17 日（月曜日）から平成 29 年 5 月 29 日（月曜日）まで（28 営業日）

(4) 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から本公開買付けの公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 29 年 5 月 31 日（水曜日）までとなります。

(5) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,100 円

(6) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
8,205,255 株	3,680,000 株	一株

(7) 決済の開始日

平成 29 年 6 月 5 日（月曜日）

(8) 公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 3 番 11 号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が平成 29 年 4 月 17 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。また、本公開買付においては、株式会社産業創成アドバイザーが力成科技股份及び公開買付者のファイナンシャルアドバイザーを務めております。

以 上